

「川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）」の概要について

令和元年12月
こども未来部こども政策課

1 趣旨

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（以下「基準省令」という。）、の一部改正に伴い、川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）の一部を改正しようとするものです。

2 内容

今回改正が行われた基準省令の規定は従うべき基準とされている規定です。基準条例の改正にあたっては、省令基準に合わせた改正を行うか、それを上回る基準とするかを検討いたしました。

検討の結果、別紙「川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正（案）」のとおり、基準省令どおり改正することといたしました。

3 施行期日

令和2年4月1日

4 効果

経過措置の延長をすることにより、幼保連携型認定こども園における運営の適正を図ることができます。